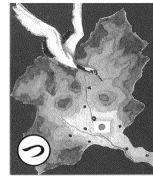




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年2月16日(金) 第9575号

目次

ページ

告示

- 解除予定保安林(森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定(同) 2
- 道路の供用開始(道路管理課) 3
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 3

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 4
- 土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課) 4
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 4
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 5

教育委員会告示

- 群馬県指定重要文化財の指定(文化財保護課) 5

入札公告

- 一般競争入札の実施(会計課) 5
- 同(警察本部会計課) 8

落札

- 落札者等の決定(病院局総務課) 10

■ 告 示

◎群馬県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市赤城町津久田字竹久保4203の10、4203の12
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第38号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北群馬郡吉岡町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、吉岡町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北群馬郡吉岡町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北群馬郡吉岡町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大間々世良田線	みどり市笠懸町鹿4334番の1地先から同市同4263番の11地先まで	平成30年2月16日
		みどり市笠懸町久宮338番の1地先から太田市大原町1213番の5地先まで	

◎群馬県告示第40号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年1月29日から適用する。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

「有限会社ケヅカ書店 邑楽郡板倉町泉野一丁目1-1（東洋大学板倉キャンパス内 売店 I Z U M I）
邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町上江黒592-1（千江田支所）」を

「有限会社ケヅカ書店 邑楽郡板倉町泉野一丁目1-1（東洋大学板倉キャンパス内 売店 I Z U M I）」に、
「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町新里25（梅島支所）
邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町須賀267（佐貫支所）」を「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡明和町中谷336（明和支所）」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年1月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いろは
- 3 代表者の氏名 藤生弘実
- 4 主たる事務所の所在地 太田市藪塚町2194番地
- 5 定款に記載された目的 本会は、心身に障害を持つ人たちが、地域の中でごく普通に生きてゆける地域社会の整備を図るために、障害者(児)及び高齢者の生活と自立を支援する事業と、障害者(児)及び高齢者の家族への援助事業を行うと共に、広く地域社会の人々の理解と協力を得るために必要な事業を行い、もって社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 渋川市宮川島大輪原土地改良事業 川島大輪原地区
- 2 事業主体 渋川市
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 4 縦覧に供する期間 平成30年2月19日から同年3月16日まで
- 5 縦覧に供する場所 渋川市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画用途地域 藤岡インターチェンジ西地区

- 2 都市計画の変更年月日 平成30年1月19日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 板倉町中央地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年1月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び板倉町都市建設課

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第1号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項の規定により、群馬県指定重要文化財として次のとおり指定する。

平成30年2月16日

群馬県教育委員会教育長 笠 原 寛

名称及び員数	所在場所	所有者
きゆういりさわけじゆうたく 旧入澤家住宅 1棟	渋川市渋川1番1	個人
このえりゆうざんえいやくしじゆうにしんほうらくじつしゆわか 近衛龍山詠葉師十二神法楽十首和歌 1巻	吾妻郡草津町草津甲446番地	光泉寺

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

(1) 購入物品・予定数量・納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
Canon LBP9510C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量） イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	1,641本 538本	県庁内各課（室）、各種 委員会事務局

ウ	トナーカートリッジ(マゼンタ)(大容量)	514本
エ	トナーカートリッジ(シアン)(大容量)	611本
オ	トナーカートリッジ(ブラック)(通常容量)	3本
カ	トナーカートリッジ(イエロー)(通常容量)	10本
キ	トナーカートリッジ(マゼンタ)(通常容量)	8本
ク	トナーカートリッジ(シアン)(通常容量)	10本
ケ	回収トナーボックス	146本

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 履行期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

(5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。入札書には、1本当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者である場合は(1)アからケまでのそれぞれの契約希望単価(消費税等抜き単価)を、免税事業者である場合は(1)アからケまでのそれぞれの契約希望単価に108分の100を乗じて得た金額(円未満端数切捨て)を入札書に記載すること。また、当該金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額及び総合計金額を併せて記載すること(詳細は、入札書記載例による。)

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年3月9日(金)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月20日(火)までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 山田知希 電話027-226-3819(ダイヤルイン) ファクシミリ027-243-3450

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成30年2月16日（金）から同年3月9日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、土曜日及び日曜日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 平成30年3月29日（木）午前10時00分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁22階222会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、平成30年3月28日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「Canon LBP9510C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックスの購入に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、各契約単価に購入予定数量を乗じて得た総合計金額（消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。）の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、平成30年3月20日（火）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 有効な入札を行った入札者のうち、次の2つの条件を満たした者を落札者とする。

ア 各入札金額（単価）が規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者

イ アの者のうち、総合計金額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最も安価な者

なお、落札者となるべき者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(8) 平成30年度群馬県一般会計予算又は当該契約に係る平成30年度の特別会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について停止等を行うことがある。

(9) 当該入札の落札決定の効果は平成30年4月1日に平成30年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結は同月2日とする。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Scheduled quantity	Date & time of bidding

Canon LBP9510C toner cartridge & waste toner box		Mar 29, 2018 at 10:00 a.m.
(i) Toner cartridge (black) (high capacity)	1,641	
(ii) Toner cartridge (yellow) (high capacity)	538	
(iii) Toner cartridge (magenta) (high capacity)	514	
(iv) Toner cartridge (cyan) (high capacity)	611	
(v) Toner cartridge (black) (normal capacity)	3	
(vi) Toner cartridge (yellow) (normal capacity)	10	
(vii) Toner cartridge (magenta) (normal capacity)	8	
(viii) Toner cartridge (cyan) (normal capacity)	10	
(ix) Waste toner box	146	

(3) The contract method: Unit-price contract

(4) Fulfillment period: From April 2, 2018 to March 31, 2019

(5) For further details, please contact: Tomoki Yamada, Contract and Supply Section Accounting Division Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819 (Japanese language only) Fax 027-243-3450

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年2月16日

群馬県警察本部長 山本和毅

1 調達内容

(1) 入札件名 自動車燃料（レギュラーガソリン・ローリー給油）の購入（単価契約）

(2) 予定数量 レギュラーガソリン 220,000リットル

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 履行期間 平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

(5) 履行場所 群馬県警察本部が指定する場所

(6) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「平成28・29年度資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、平成30年4月1日に、同項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿に登載予定の者であること。

なお、この公告の日現在で平成28・29年度資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年3月8日（木）までに群馬県会計局会計課に入札参加資格審査申請を行い、同月19日（月）午後4時までに平成28・29年度資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 発注日から起算して3日以内に納品が可能なる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2216及び2217

- (2) 入札説明書等の交付方法 平成30年2月16日(金)から同年3月8日(木)までの日(休日条例第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年3月8日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「自動車燃料(レギュラーガソリン・ローリー給油)の購入入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月28日(水)午後1時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月26日(月)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「自動車燃料(レギュラーガソリン・ローリー給油)の購入入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 契約手続の変更等 平成30年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本契約手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(7) 落札決定の効果 当該入札の落札決定の効果は、平成30年4月1日の平成30年度予算発効時において効力を生ずる。

なお、契約の締結は、同日とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kazuki Yamamoto, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Products to be purchased: Regular gasoline 220,000 liters

(3) Fulfillment period: From April 1, 2018 to March 31, 2019

(4) Fulfillment place: The place specified by Gunma Prefectural Police Headquarters

(5) The time, date, and place for the opening of tender: Wednesday, March 28, 2018 at 1:30 p.m., Gunma Prefectural Police Headquarters, tender room(B1), 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580

(6) More information: Contract Section, Finance Division, Administration department of Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 02 7-243-0110(ext.2216 and 2217) (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年2月16日

群馬県知事 大澤 正 明

1 落札に係る購入等件名、数量及び履行場所 群馬県立心臓血管センターほか3施設で使用する電気

予定使用電力量(3箇年)	履行場所
16,017,000kWh	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12
21,036,000kWh	群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1
8,580,000kWh	群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374
17,554,000kWh	群馬県立小児医療センター 渋川市北橋町下箱田779

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日 平成30年1月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額 979,340,658円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成29年12月12日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
